

一般社団法人日本癌治療学会定款施行細則第11号（専門科の新設廃止規則）

（適用）

第1条 この規則は、一般社団法人日本癌治療学会（以下「本法人」と略す。）の専門科の新設及び廃止の手続きについて、以下のとおり定めるものとする。

（専門科）

第2条 本法人における専門科は、本法人の全正会員数の500分の1以上の正会員の属する専門科で、理事会により認定された内科、外科、産婦人科、放射線科、泌尿器科、整形外科、口腔外科、眼科、頭頸部外科、皮膚科、小児科、麻酔科、脳神経外科、形成外科、基礎医学、臨床病理、精神神経科、緩和医療科、薬学、看護学の20科とする。

（専門科の新設）

第3条 本法人における専門科は、次の各号の規定によって新たに設置することができる。

- (1) 専門科を新たに設置しようとするときは、所定の届出用紙を用い、その新設専門科に登録を希望する正会員10名以上が署名捺印をして、理事長に届け出るものとする。
- (2) 理事長は、専門科設置の届出を受理したときは、理事会の決議を経て、届出専門科の仮設置の公告を行い、所定の書式により正会員の仮設置専門科への登録変更希望を受け付ける。また、新入会の場合は、入会と同時に、仮設置専門科への登録変更希望を受け付けるものとする。
- (3) 公告から1年を経過した時点で、当該仮設置専門科への登録を希望する正会員が本法人の全正会員数の500分の1以上に達した場合には、理事長は、理事会及び総会の決議を経て、本法人の専門科を新たに設置することとし、当該仮設置専門科を本法人の専門科とすることを全会員に通知する。また、登録変更希望の届出をした会員の登録専門科の変更手続きは、理事会及び総会において承認された日をもって行うものとする。
- (4) 公告から1年を経過した時点で、当該仮設置専門科への登録希望会員数が規定の会員数に達しないときは、理事会及び総会においてその取扱いを協議し、登録変更希望の受付を延期する場合は、その旨を全会員に通知する。また、登録変更希望の受付を終了し、専門科の設置を承認しない場合も、その結果について全会員に通知し、登録変更希望を届け出た会員は元の専門科に属するものとする。

（専門科の廃止）

第4条 本法人における専門科は、次の各号の規定によって廃止することができる。

- (1) 事業年度終了時における登録正会員数が、本法人の全正会員数の500分の1を下回る専門科があった場合は、理事長は、次の事業年度の最初の理事会の決議を経て、その旨を公告する。
- (2) 公告から1年を経過した時点で、当該専門科の登録正会員数が、本法人の全正会員数の500分の1を下回っている場合は、理事長は、理事会及び総会の決議を経て、当該専門科を廃止することができる。その決定については、速やかに全会員に通知する。
- (3) 専門科が廃止された場合、当該専門科の登録正会員は、速やかに他の専門科に登録変更の手続きを行わなければならない。

（規則の変更）

第5条 この規則は、理事会の決議を経て変更できるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成21年1月5日から施行する。
- 2 この規則は、平成21年3月30日から施行する。
- 3 この規則は、平成29年10月19日から施行する。
- 4 この規則は、平成30年10月17日から施行する。
- 5 この規則は、令和3年12月6日から施行する。